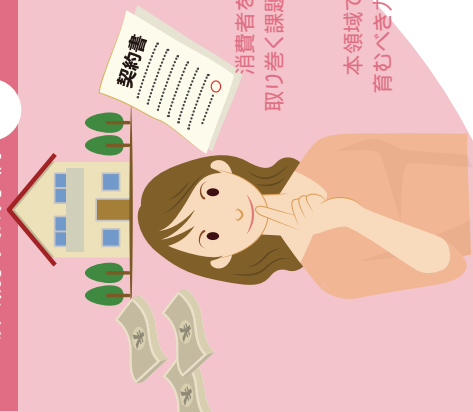


生活の管理と契約



消費者を取り巻く課題

本領域で有むべき力

サービスに関する取引の増加、情報化やグローバル化の急速な進展、高齢化の一層の進行などの社会経済情勢の下で、そのトラブル内容は、ますます複雑で多様になっています。

- ・適切な情報収集と選択による将来を見通した意思決定に基づき、自らの生活の管理と健全な家計運営ができる力
- ・契約締結によって発生する権利や義務を明確に理解でき、違法・不正な取引や勧誘に気付く、トラブルの回避や事業者等に対して補償、改善、再発防止を求めて適切な行動がとれる力

消費者教育の中核的な教科における授業

身近な消費者問題を解決する手立てを探る

授業内容

消費者保護の仕組みと被害の概要を知り、社会の一員としてどうすればよいかを小集団で追究し、発表する。さらに自分の関心に基づき消費者問題について調べ、発表する。

単元名	よりよい消費生活を目指して
第1次	クイズを通してクーリング・オフについて学ぶ。 消費者保護の仕組みについて知る。
第2次	被害の概要、被害が起こる背景を知る。 「どうすれば被害が起こらない社会になるか」を考え、発表する。
第3次	自分の関心に基づいて消費者問題を調べる 発表し合う
第1次	・国民生活センターホームページクーリング・オフできるのはどんな時?
第2次	・厚生労働省発行の副教材「被害を学ぼう」 http://www.mhlw.go.jp/bun/iyakyuhin/yakugai/

中学校 3年生 社会科

指導上の工夫

- 個人から社会へ、視野の広がりを持たせる。
- 「小集団で考えさせられる際、国、消費者、企業、事業者それぞれの役割をワークシートを使って検討させる。
- 他の単元や他教科との関連を図る。
- 課題追究学習の事例として消費者問題を取り上げ、消費者教育にける時間を確保している。

国/PMDA
「食品添加物の健康被害に関する調査報告書」(2014年)を基に、食品添加物の健康被害に関する調査報告書について、生徒がグループで話し合い、健康被害の発生を防ぐための対策を考案し、発表する。

製薬会社
「健康被害に関する調査報告書」(2014年)を基に、健康被害の発生を防ぐための対策を考案し、発表する。

国民(消費者)
「健康被害に関する調査報告書」(2014年)を基に、健康被害の発生を防ぐための対策を考案し、発表する。

ワークシート

「消費者」の視点を持った授業

リボルビング払いの仕組みを数学的に考察する

授業内容

数列や漸化式の学習においてリボルビング払いの長所・短所について考察する。さらにリボルビング払いの長所・短所について考察する。

授業内容	リボルビング払いの仕組みを数列や漸化式を用いて考察、何回で支払が終わるか、総額はいくらになるかを考える。
第1次	利用額や月々の支払額を変更し、リボル払いの長所・短所について考察する。
第2次	リボル払いの仕組みを数列や漸化式を用いて考察、何回で支払が終わるか、総額はいくらになるかを考える。

消費者教育のヒント

実際に支払い回数計算することでリボルピング払いの危険性を理解する。

アレレンジ

高等学校家庭科で多重債務を扱うので相互に連携すると効果的である。
小学校算数科や中学校数学科でも買い物物の場面を取り上げること
消費者の視点をもった授業になる。

地域の課題解決に向けた消費者教育

親子で金銭感覚を身に付ける

地域課題 日頃の相談対応から見てきた消費者教育の必要性

実践内容

長洲町消費者行政推進委員会を設置(長洲町総務課)
町の消費者行政の機能を補完する

取組のきっかけ

日頃の相談対応から、幼少期からの金銭教育の必要性を実感。地域のNPOとの連携で家計管理セミナーを企画。PTAの学校行事の一環でセミナーの出前講座を実施。

家計管理セミナーの実施

- 「子供のためのお金の教室」
・対象:小学校高学年
- ・テーマ:「お金のやりくり」欲しいと必要 について考える
- ・「人生いろいろやりくりゲーム」を実施、お金のやりくりの疑似体験を行う
- 「親子のためのお金の教室」
・対象:小学生の保護者
- ・子供の携帯電話を通して考えるお金の付き合い方
- ・子供の携帯電話での消費者トラブルを基に、青少年を取り巻く社会環境について理解するとともに、携帯電話と子供の関係やお金の使い方について情報や意見の交換をする

高等学校 数学科(数学B)

教材

30万円の買い物をして、月々の支払い時に、残金に
対しておよそ1.25%の手数料(利息)がかかるリボル
ピング払いにしたとする。例えば、この場合の1回目の
手数料は、残高が30万円なので、 $30万 \times 0.0125 = 3750$ 円である。

月々の支払いで、手数料を合わせて5千円を返済し
ていく方式(元利定額方式)の場合、何回で完済でき
るだろうか。

$n + 1$ 回目の支払後の残高
($n + 1$ 回目の支払後の残高) = $1.0125 \times n$ 回
目の支払後の残高 a_n 000
漸化式

n 回目の支払後の残高を a_n として漸化式を用い
て表すと
 $a_{n+1} = 1.0125a_n - 5000$ $a_1 = 298750$

熊本県 長洲町

消費者教育のヒント

親子でお金の使い方について学ぶ。
ゲームを通じて楽しみながら疑似
的に学ぶ。

連携のポイント

セミナーを企画する際に、町の担当
者、NPO、PTA役員、保護者が企画
会議に参加している。

アレレンジ

子供会、放課後子供教室、家庭教育
学級などでも実施可能



「人生いろいろやりくりゲーム」の教材



商品やサービスの安全

日常生活において、家電製品からの発火による火災や、食中毒、アレルギー事故など、生命・身体に関わる重大事故が発生しています。

- 商品やサービスの情報収集に努め、内在する危険を予見し、安全性に関する表示を確認し、危険を回避できる力
- 商品やサービスによる事故・危害が生じた際に、事業者に対して補償や改善、再発防止を求めて適切な行動がとれる力

消費者を取り巻く課題
本領域で育むべき力

● 中学校 技術・家庭科(技術分野)

「消費者」の視点を持った授業 電気機器の安全マニュアルを作成する

授業内容
電気機器の取扱説明書から安全な使い方や注意事項を知り、前時に作った手回し発電機付きラジオの安全マニュアルを作成する。

授業の流れ (1 時間)	「取扱説明書」を調査 電気機器の取扱説明書を持参し、安全に関する注意事項や保守点検に関わる内容をグループでまとめる。
	調査内容の発表および共有化 共通する内容をまとめ、マニュアルとして一般化する。
	安全マニュアルの作成 前時に製作した手回し発電機付きラジオの安全マニュアルを作成し、安全な使い方について考え、発表する。

安全に関する表示の意味を理解させる



📍 アレンジ

「エネルギー変換に関する技術」からエネルギー資源や環境問題について考える。

消費者教育の中核的な教科における授業

製品の事故に対し消費者の意見を発信する

授業内容

事故を起こした製品について企業へのクレームを考え、ロールプレイングを通して消費者として意見を発信することを体験する。

題材名	自立した消費者になろう 前時に「消費者の権利と責任」について学んだことを確認する。 📍 「消費者の権利と責任」について、パソコンの充電器の事故を例に具体的に考える。
授業の流れ (1 時間)	お店(企業)に伝えることや、手元に用意すべきものを考える。 お店と消費者の立場からセリフを考え、ペアでロールプレイングを行い、発表する。 📍 ロールプレイングを通して、消費者の「意見が反映される権利」や「主張し行動する責任」について確認する。 ロールプレイングで経験したようなことが社会を変え、もつながらることを伝える。
教材	ロールプレイング台本

地域の課題解決に向けた消費者教育

科学的に子供の事故を予防する

地域課題 子供の自転車事故の予防

実践内容

現状把握・科学的検証	大村市の医療機関で収集した子供の事故データを科学的に分析 また、小・中・高等学校でのアンケート調査による現状把握
情報発信・共有	救急搬送された子供の重症例に関する製品で、一番多かったのは自転車だった。自転車事故予防は、大村市が取り組む優先課題であると決定。この情報を行政やNPOが発信。
課題の共有・行動	手の大きさとブレーキの幅が合っていないと事故につながる事を小学校での実験を通し、科学的に実証し、教育コンテンツを作成した。これを用い、自転車の点検の重要性、ヘルメット着用、マナーの励行などを広く伝えた。その他にも、課題が見つかったら、学校や保護者、行政、警察などのそれぞれの立場から解決策を見つけ、実施する。

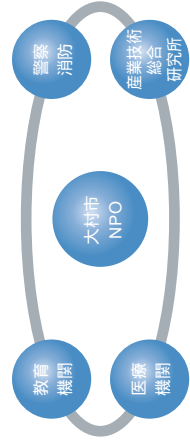
● 中学校 技術・家庭科(家庭分野)

指導上の工夫

ロールプレイングを通して考えたことを意見交流し、消費者としての適切な行動について考えさせる。

消費者の権利と責任

- 【権利】
- 1 安全が確保される権利
 - 2 選択する権利
 - 3 知らされる権利
 - 4 意見が反映される権利
 - 5 消費者教育を受けられる権利
 - 6 被害の救済を受けられる権利
 - 7 基本的な需要が満たされる権利
 - 8 健全な環境が確保される権利
- 【責任】
- 1 批判的意識を持つ責任
 - 2 主張し行動する責任
 - 3 社会的弱者への配慮責任
 - 4 環境への配慮責任
 - 5 連帯する責任





情報とメディア

消費者を
取り巻く課題

本領域で
育むべき力

高度情報通信社会の進展により、アダルト情報サイト、インターネット通販、オンラインゲーム、SNS、ワンクリック請求などによる消費者被害やトラブルが増加しています。

- ・高度情報化社会における情報や通信技術の重要性を理解し、情報の収集・発信により消費生活の向上に役立てる力
- ・情報、メディアを批判的に吟味して適切な行動をとるとともに個人情報管理や知的財産保護等、様々な情報を読み解く力を身に付け、活用できる力

消費者教育の中核的な教科における授業

情報ネットワークを活用した商品の購入について考える

授業内容

インターネットのホテル予約サイト、お客様の声などから情報の判断の仕方について話し合う。

単元名	情報を生かすわたしたち
授業の流れ	商品には定価のあるもの(本など)、値段が変動するものがあることを話し合う。 インターネットのホテル予約サイトを実際に見て、インターネットで簡単に予約できることを知る。 「お客様の声」の最高評価と最低評価の内容を確認する。 消費者としてどのように情報を集め、合理的判断を下げばよいかを話し合う。
教材	テレビやインターネットなどのメディアの情報

情報を活用する際の留意点に関する学習



「消費者」の視点を持った授業

CM制作を通して思考力を養う

授業内容

発信者側の視点で情報を多角的・多面的に読み、CM制作を通して相手に正しく伝える技術を身に付ける。

授業の流れ (1時間)

CMの意図を考える	CMを鑑賞し、制作者の意図は何かを考えてワークシートに記入する。情報の選択の仕方得意図的に情報を作り出せることを確認する。
CMの制作	動画編集ソフトを活用して写真とコメントと曲を組み合わせCMを制作する。CMから受けた印象をワークシートに記入し、相手に伝える。

消費者教育のヒント

自ら事業者の視点に立ち広告を作ることに終わらず消費者の視点から振り返りを行うことで、CMの裏側にある意図を知り、思考力を養うことができる。著作権や情報発信者の責任、表示義務について学ぶ。



アレンジ

CM制作を宣伝文作り、パッケージ作りなどに変えることで、小・中学校の国語科や図画工作科、美術科でも実践できる。

小学校 5年生 社会科

指導上の工夫

実際の画面で情報を見せて判断させる。
「お客様の声」を取り上げることで、自分たちは情報の受取側であるだけでなく、情報発信側にもなることを理解させる。

秋田県 教育庁生涯学習課

子供のインターネット利用を大人が支える

地域の課題解決に向けた消費者教育

実践内容

実施体制	【実施主体】・秋田県教育庁生涯学習課 【協働】・子どもたちのインターネット利用について考える研究会、秋田県PTA連合会、各市町村教育委員会、民間企業
家庭との連携	・子供のインターネット利用の問題を家庭教育の課題の一つと捉える ・保護者や地域の大人が関心を持ち続けられるための継続的な教育啓発
主な取組	・「ネットに少し詳しい」地域サポーターの養成 ネット利用の正しい知識を広め、相談に応じる人材を増やす ・学校やPTA等の要請に応じた出前講座の実施 子供を取り巻くネット環境の変化、健全利用のためのポイント等について講話 ・新聞社との協働による啓発 親子で学べるネット利用啓発記事「うまもと学ぼう！ネット利用」を連載、掲載記事は県公式HPでも公開「うまもと学ぼう！」(後継系)

消費者教育のヒント

子供のインターネット利用の問題を学校・家庭・地域全体の課題として設定している。

親が子供のインターネット利用について正しく理解する。

連携のポイント

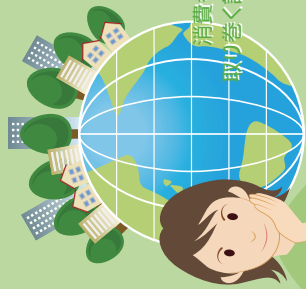
保護者の関心や意欲に応じた複数の取組を推進する。民間やPTA等との協働により、それぞれの強みを生かして得意分野を役割分担している。

アレンジ

被害防止といった観点のみではなく、防災や高齢者の見守りなどの地域課題の解決にメディアを活用すること、メディアの持つ長所・短所を理解できる。



インターネットセキュリティPRキャラクター「うまもと」平成26年、全県の小・中学生4,654名の応募の中から、秋田県立山王中学校の柴田陽子さんの原案が採用され誕生しました。「うまくとまもろ」を併せてほしい」という願いが込められています。



「消費者市民社会」の構築

消費者を
取り巻く課題

地球環境、エネルギー・資源問題を含めて、消費をめぐる社会問題が山積している中で、消費者が、単なる商品やサービスの受け手としてではなく、消費を個人の欲求を満たすものとのみ捉えず、社会、経済、環境等に消費が与える影響を考慮した選択や行動によって公正で持続可能な発展に貢献することが強く求められています。

本領域で
育むべき力

- ・ 環境、経済、社会、文化などの幅広い分野において、自らの消費が他者に影響を及ぼし得るものであることを理解し、適切な商品やサービスを選択できる力
- ・ 持続可能な社会の必要性に気付き、その実現に向けて多くのの人々と協力して取り組むことができる力
- ・ 消費者が、個々の消費者の特性や消費生活の多様性を相互に尊重しつつ、主体的に社会参画することの重要性を理解し、他者と協働して消費生活に関連する諸課題の解決のために行動できる力

消費者教育の中核的な教科における授業

ESDの視点で食材の購入について考える

授業内容

日本の食生活と環境問題等の関連性について考え、日々の実践につながるようにESDの視点から食材購入の在り方考える。

単元名	持続可能な社会を目指したライフスタイルの工夫
第1次	日本の食生活と環境問題等の関連性について考える ・ 日本では食料の多くを輸入に頼っていることから、食料輸送による環境負荷などと関連があることを理解する。 ・ 自分たちができることを考える。
第2次	買い物ゲームを行う。 消費の背景等（生産地や価格等）について理解する。 環境保全・社会貢献につながる商品を知り、持続可能な食材の購入の在り方考える。 ポケットカードを作成する。 地球サミットで行われたスピーチを視聴して、ライフスタイルを変革することの必要性について考える。

生徒が作成した
ポケットカードの例



「消費者」の視点を持った授業

身近な商品を通してグローバルな視点を育てる

授業内容

実物の商品を見ることが、教科書を読むことで、フェアトレードについて知り、社会の一員として何ができるとかを考え、話し合う。

消費者教育のヒント

英文の読解で終わらず、それを題材に自分の問題として考える。商品の実物を見せることで、遠い国のことではなく身近な問題であることに気付く。

⑤ アレンジ

教科の学習から、文化祭などで調べたことを発表したり、販売することとで広がりが持てる。



フェアトレードは中学校の社会科(地理的分野)や技術・家庭科(家庭分野)の学習でも関連する題材のため、各教科で学習内容を確認すると効果的である。

地域の課題解決に向けた消費者教育

「地域循環エネルギー学習」で持続可能な地域づくりを目指す

活動内容

地域課題の認識・現状把握
地域課題の設定、地域資源の確認を目的とした講演会で得られたこと
里山の整備のために切り捨てられていた間伐材を薪・地域循環エネルギーとして利用できるように着目

先進地視察
エネルギーの地産地消について学びを深める

学びの場・連携の場の創造
ファシリテータを交えたワークショップで参加者の次のアクションを引き出し、連携のための対話を促す

子供たちへの学習機会への提供
山の環境を守るために自分達ができることについて地域の大人と一緒に学ぶ / 新割り体験、薪ストーブ体験

今後の活動
薪利用と結びつけた体験プログラムの開発

消費者教育のヒント

地域課題を発見し、その解決のために間伐材を薪として利用し、エネルギーの地産地消へとつなげている。1回の学びにとまらず、学びを重ねる社会を変革する力になっている。

⑥ 連携のポイント

多様な人々との対話の場に工夫がある。新たに始めるのではなく、今あるものを繋ぎ・補い合う。

⑦ アレンジ

里山・里海の保全に課題を抱える地域との情報交換と連携



薪割り体験

既にある活動に「消費者」の視点を

既存の取組を生かした実践事例

地域では公民館、PTA、NPO等が主体となって環境や食育、まちづくり等の様々な活動が行われています。新たに消費者教育に取り組む以外にも、こうした「既存の取組」を活用することが有効です。

金銭教育研修会の実施

北海道小樽市立銭函小学校 父母と先生の会



取組の内容

「銭函小学校父母と先生の会」は地域と連携した子供の健全育成の取組を目的とし、「銭小PTAまつり」などを長年に渡って実施しています。また、本会の活動方針に「親子で取り組む」を上げていることもあり、研修会では、消費者教育や食育を取り上げました。

その一つとしてお金やものを大切に扱う意識を高めるため「おこづかい帳をつけよう!」と題して実技講習会を実施し、子供と親が、共にお金やものの使い方・お金やものの付き合い方を考える会としました。

消費者教育のヒント

親子で一緒におこづかい帳をつけてみることでお金と物との付き合い方を実践的に学ぶ。

田南小学校コラボ・スクールにおける伝統野菜の栽培

秋田県大仙市立太田南小学校



取組の内容

学校支援地域本部として取り組んでいる「太田南小学校コラボ・スクール」では学校と保護者、地域住民、関係機関等がコラボ(連携・協働)しながら、地域とともに子供を育てるコラボ学習やコラボ活動を推進しています。消費者教育に関する取組としては、地元スーパーのバックヤードを見学し、商品の管理や販売の方法について学んだり、その道の達人を講師に招き、1年間を通じて地元の伝統野菜「曲がりネギ」の栽培を体験したりして、自然を相手に野菜を栽培することの難しさや、生産者の苦労等についても学ぶ機会となりました。

消費者教育のヒント

伝統野菜の栽培体験から、地域農業の発展や生産者の視点に立った考え方を学ぶことができる。

民館がつなぐ地域協育ネットを生かした地元特産品づくり

山口県長門市中央公民館



取組の内容

公民館が「つなぐ」地域協育ネット」は、既存の学校支援ネットワークと公民館がもっているネットワークをつなげることににより、地域総がかりで子供を育てることに取り組んでいます。

子供の土曜日の居場所づくりとして実施している「わくわく土曜塾」では、消費者教育に関する取組として地元の水産高校で高校生の指導を受けながら、代表的な産業である「仙崎かまぼこ作り」を体験しました。体験を通じてかまぼこの原料となるスケトウダラから海の世界について学んだり、食の安全・安心についても学ぶ機会となっています。

さらには、まぐろ解体体験、くじら料理教室へとつなげ、食の楽しさ、大切さを伝えていきます。

消費者教育のヒント

地元の産業を知り、体験することで食の安全・安心について学ぶ機会となる。

語解説

消費者教育の推進に関する法律(平成24年法律第61号)

この法律は、消費者教育を総合的・一体的に推進することを旨として、平成24年12月に施行された。この法律の大きな意義の一つは、消費者教育を消費者の自立を支援するために行われる消費生活に関する教育と定義することで、これまでの消費者基本法の基本理念を踏襲しつつ、「消費者が主体的に消費者市民社会の形成に参画することの重要性について理解及び関心を深めるための教育を含む」とし、消費者教育の対象として、消費者市民社会の形成への参画に視野を広げたことにある。

「消費者市民社会」の定義(第2条第2項)

この法律において「消費者市民社会」とは、消費者が、個々の消費者の特性及び消費生活の多様性を相互に尊重しつつ、自らの消費生活に関する行動が現在及び将来の世代にわたって内外の社会経済情勢及び地球環境に影響を及ぼし得るものであることを自覚して、公正かつ持続可能な社会の形成に積極的に参画する社会をいう。

「持続可能な社会」とは

「持続可能な」の理念が提唱されたのは国連の環境と開発に関する世界委員会(1987年)の最終報告書「我々の未来」(ブルントラント報告)の同報告で「持続可能な開発」とは「将来の世代のニーズを満たしつつ、現在の世代のニーズをも満足させるような開発」とされた。平成18年4月

に閣議決定された第3次環境基本計画では、「持続可能な社会とは「健全で恵み豊かな環境が地球規模から身近な地域までにわたって保全されるとともに、それらを通じて国民一人一人が幸せを実感できる生活を享受でき、将来世代にも継承することができる社会」と定義されている。

ESD

Education for Sustainable Developmentの略で、「持続可能な開発のための教育」を意味する。環境、貧困、人権、平和、開発といった現代社会の課題を自らの問題としてとらえ、身近なところから取り組むことにより、それら課題の解決につながる新たな価値観や行動を生み出すことを目指す。さらに持続可能な社会を創造していくことを目指す学習や活動をいう。

リボリング払い

クレジットカードや消費者金融により利用代金を支払う方法で、毎月定額または残高の定率を支払う方法。リボ払いともいう。利用金額を分割して支払うため、月々の返済負担が小さく済むというメリットもあるが、一方で残高がなかなか減らないというデメリットもある。毎月返済額を低めに抑えた場合には、借金をしている意識が薄れ、知らず知らずのうちに借入を増やしがちにもなる。したがって、利用する際には、金銭管理をしっかり行うことが必要である。

オンラインゲーム

パソコンやスマートフォン、タブレット端末、ゲーム専用機器などから、インターネットを経由して、他のコンピュータとデータを交換しながらゲームを進めるコンピュータゲームの形態。オンライン上で複数の人が同時に参加し、交流しながらゲームを進めることができたり、最初に購入対価を支払うのではなく、月額料金やプレイ内容に応じて課金されることが多いことが特徴である。こうしたゲームでは、様々なトラブルや危険性も増えている。

フェアトレード

国際貿易における一層の平等性を追求する、対話や透明性や尊敬に基づく取引パートナーシップであり、特に南半球の社会から取り残された生産者や労働者へのより良い取引条件の提供や権利の保護によって持続的な発展に貢献するもの。代表的な商品に、チョコレートやコーヒーなどがある。

SNS

SNSは、ソーシャルネットワーク・キングサービス(Social Networking Service)の略で、登録された利用者が交流できるWebサイトの会員制サービスのこと。友人同士や、同じ趣味を持つ人同士が集まったり、近隣地域の住民が集まったりと、ある程度閉ざされた世界にすることで、密接な利用者間のコミュニケーションを可能にしている。一方でアカウントの不正利用や、知り合い同士の空間であるという安心感を利用した詐欺やウイルス配布の被害に遭うなどの事例が発生しているため、注意が必要である。

このイメージマップは消費者庁において、消費者教育のライフステージごとに消費者教育の目標をまとめ、平成25年1月に公表されたものです。

重点領域	幼児期	小学生期	中学生期	高校生期	成人期	高齢者	特別高齢者	
学習の特徴	様々な遊びの体験を通じ、身の回りや身の回りの物事への興味を通じ、消費行動の形成が促される時期	主体的行動、社会や環境行動の範囲が広がり、権利と責任を理解し、トラブルや計画的重要性、社会的役割を確立し、主体的な判断が促される時期	生活を通じた生活の理解を深め、主体的な判断が促される時期	生活を通じた生活の理解を深め、主体的な判断が促される時期	生活において自立を進め、精神的、経済的の自立し、周囲の支援を受けつつも自立の意識が芽生える時期	生活、流通・消費・業界が環境、経済、社会に与える影響を考慮し、行動し、環境に配慮して行動しよう	生活、流通・消費・業界が環境、経済、社会に与える影響を考慮し、行動しよう	生活、流通・消費・業界が環境、経済、社会に与える影響を考慮し、行動しよう
消費の理解	おつかいや買い物に関心を持たせよう	消費をめぐって物と金錢の関係を理解しよう	消費者の行動が環境や経済に与える影響を考慮しよう	身近な消費者問題及び社会問題の解決や、公正な社会の形成について考えよう	安全で危険の少ない暮らしと消費社会をつくらせよう	安全で危険の少ない暮らしと消費社会をつくらせよう	安全で危険の少ない暮らしと消費社会をつくらせよう	
消費者の参画・協働	消費の実践	持続可能な消費の理解	消費者の参画・協働	消費者問題の他、社会的な問題の解決や、公正な社会の形成に向けた行動の場を広げよう	持続可能な社会を目指すための取り組みを推進しよう	持続可能な社会を目指すための取り組みを推進しよう	持続可能な社会を目指すための取り組みを推進しよう	
トラブル対応	トラブル対応	トラブル対応	トラブル対応	トラブル対応	トラブル対応	トラブル対応	トラブル対応	
生活設計・管理	生活設計・管理	生活設計・管理	生活設計・管理	生活設計・管理	生活設計・管理	生活設計・管理	生活設計・管理	
情報の収集・発信能力	情報の収集・発信能力	情報の収集・発信能力	情報の収集・発信能力	情報の収集・発信能力	情報の収集・発信能力	情報の収集・発信能力	情報の収集・発信能力	
情報社会のルール理解	情報社会のルール理解	情報社会のルール理解	情報社会のルール理解	情報社会のルール理解	情報社会のルール理解	情報社会のルール理解	情報社会のルール理解	
消費生活情報に対する批判的思考力	消費生活情報に対する批判的思考力	消費生活情報に対する批判的思考力	消費生活情報に対する批判的思考力	消費生活情報に対する批判的思考力	消費生活情報に対する批判的思考力	消費生活情報に対する批判的思考力	消費生活情報に対する批判的思考力	

小学校	中学校	高等学校
<p>文部科学省平成20年3月告示 (平成23年度から実施)</p> <p>(社会科) ・地域の社会生活を営む上で大切な法やきまりについて扱う</p> <p>(家庭科) ・物や金錢の大切さに気付く、計画的な使い方を考えること ・身近な物の選び方、買い方を考え、適切に購入できること ・自分の生活と身近な環境とのかわりに気付く、物の使い方を工夫できること</p> <p>(特別の教科 道徳) 平成27年3月告示 平成30年度から実施) ・節度を守り節制に心掛けること ・法やきまりの意義を理解した上で進んでそれらを守り、自他の権利を大切にし、義務を果たすこと</p> <p>(社会科(公民的分野)) ・社会生活における物事の決定の仕方、きまりの意義、法の意義 ・契約の重要性やそれを守ることの意義及び個人の責任などに気付かせること ・金融などの仕組みや働き(家計の貯蓄の循環、直接金融・間接金融等) ・消費者の自立の支援なども含めた消費者行政</p> <p>(技術・家庭科(家庭分野)) ・自分や家族の消費生活に関心をもち、消費者の基本的な権利と責任について理解すること (消費者基本法、消費生活センター、クーリング・オフ制度等) ・販売方法の特徴について知り、生活に必要な物質・サービスの適切な選択、購入及び活用ができること ・環境に配慮した消費生活について工夫し、実践できること</p> <p>(特別の教科 道徳) 平成27年3月告示 平成31年度から実施) ・節度を守り節制に心掛け、安全で調和のある生活をする事 ・法やきまりの意義を理解し、それらを進んで守るとともに、そのよきよきいり方について考え、自他の権利を大切にし、義務を果たして、規律ある安定した社会の実現に努めること</p>	<p>文部科学省平成20年3月告示 (平成24年度から実施)</p> <p>(公民科) ・法や規範の意義及び役割 ・消費者に関する問題(消費者基本法、消費者契約法、多重債務問題、製品事故等) ・金融制度や資金の流れ、金融環境の変化(金融市場の意義や役割、金融商品の多様化等) (家庭科) ・消費生活の現状と課題や消費者の権利と責任(消費構造の変化、消費行動の多様化等) ・消費生活と生涯を見通した経済的計画(貯蓄や保険などの資金計画等) ・契約、消費者信用及びそれらをめぐる問題(クレジットカードの適切な利用、多重債務問題等)</p>	<p>文部科学省平成21年3月告示 (平成25年度入学生から実施)</p> <p>(公民科) ・法や規範の意義及び役割 ・消費者に関する問題(消費者基本法、消費者契約法、多重債務問題、製品事故等) ・金融制度や資金の流れ、金融環境の変化(金融市場の意義や役割、金融商品の多様化等) (家庭科) ・消費生活の現状と課題や消費者の権利と責任(消費構造の変化、消費行動の多様化等) ・消費生活と生涯を見通した経済的計画(貯蓄や保険などの資金計画等) ・契約、消費者信用及びそれらをめぐる問題(クレジットカードの適切な利用、多重債務問題等)</p>

注:横文字は学習指導要領解説の記述

連携・協働による消費者教育推進事業

28年度予算額 16,636千円 (11,636千円)

【消費者教育に係る法律、計画等】

- ・「消費者基本法」及び「消費者基本計画」に基づき、国として「学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて消費生活に関する教育を充実する等必要な施策を講ずる」必要がある。(消費者基本法第17条)
- ・「消費者教育推進法」においても、基本理念として「消費者教育を推進する多様な主体の連携の確保による効果的な実施」が定められている。また、都道府県・市町村においては、消費者教育推進計画の策定、消費者教育推進地域協議会の設置が努力義務として規定。(消費者教育推進法第3条、第10条、第20条)
- ・推進法を受けて閣議決定された「消費者教育の推進に関する基本的な方針」においては、地域の多様な主体間のネットワーク化を図ること、相互の連携と情報共有の仕組みを作ることの必要性が明記。

【現状と課題】～消費者教育取組状況調査(25年度文部科学省委託調査)から～

- ・教育委員会と消費者担当部局との連絡協議会の設置状況(都道府県・政令市:50.7%、市町村:5.6%)
- ・連絡協議会の課題「取組報告に終わる」(18.6%)、「形式的」(20.0%)
→教育委員会において、消費者教育の実施意識が低く、消費者担当部局との連携も意識されていない。

- ・社会教育では、これまでで公民館等で現代的・地域課題に関し、地域住民への教育・学習支援を行ってきている。

→地域の教育を推進する上で有効な力を有する社会教育が消費者教育の推進に生かされていない。

地域における消費者教育が一層推進されるよう、教育行政を含む連携・協働体制づくりを支援

【事業内容】

文部科学省

消費者教育推進委員会の設置

委託調査研究の審査及び評価、地域における消費者教育を推進する際の教育行政分野での取組方策等の検討を行う。

消費者教育アドバイザーの組織化・派遣

全国の社会教育等における消費者教育の先駆的実践者を、文部科学省が委嘱し、地方自治体等の求めに応じて派遣する。具体的には、委託先への助言のほか、消費者教育推進体制が立ち上がった地域を対象に、推進する上での個別の課題に関して指導・助言を行う。

消費者教育連携・協働推進全国協議会の開催

文部科学省、委託先等からの成果報告及び地域課題の共有や人的交流が行われる場として、全国協議会を中央及び地方で開催する。

地域

連携・協働による消費者教育推進のための実証的調査研究

自主的な消費者教育の推進体制づくりが困難な地域を想定し、効果的な教育体制を実証する。調査研究の実施体制として、地域の教育委員会や関係機関等で実行委員会を組織する。その上で、社会教育の仕組みや取組を活用し、連携・協働により消費者教育を実施する。

↑
連携・協働による消費者教育推進体制の姿を提示

地域・教育機関等における消費者教育取組状況調査の実施【新規】

新たな「消費者教育の推進に関する基本的な方針」の策定に向けた調査

効果的な連携・協働による消費者教育推進体制を全国に構築し、消費者の学習機会を確保